

3月1日
～3月31日

戸籍に関する情報は
ホームページ上では掲載致しておりません



子育て応援特別手当とは!?

● 目的

子育て応援特別手当は、平成 20 年 10 月 30 日に決定された「生活対策」の一環です。
多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成 20 年度限りの措置として、幼児教育期の第 2 子以降の子ども 1 人あたり 3 万 6 千円を支給します。

● 対象となる子ども

平成 20 年度において小学校就学前 3 年間に該当する子ども（具体的には、生年月日が平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までの子ども）であって、第 2 子以降の子どもが対象となります。

※第 2 子の判定は、18 歳以下の子ども（具体的には、生年月日が平成 2 年 4 月 2 日以降の子ども）の中から年齢順に第 1 子、第 2 子と数えていくこととなります。

※対象となる子どもと第 1 子が別居しているときは、同じ人に扶養されていることを確認しますので、申請の際に医療保険の被保険者証の写しなどが必要となります。

● 手当の額

対象となる子ども 1 人あたり 3 万 6 千円を、同居している世帯主に支給します。

手当の支給は、1 回払いとなります。

※上記に該当していると思われる方で、通知が届いていない方は、錦江町役場保健福祉課福祉チーム及び住民生活課民生チームまで問い合わせください。

子育て応援特別手当（A さん、B さんの場合）

